

ときの話題

新しい農業基本法の制定をめぐって

―農水省の研究会とJA討議原案の考え方―

北海道大学農学部

教授 太田 原 高 昭

1 現実とかい離してきた 農業基本法

農水省の諮問機関である「農業基本法に関する研究会」(座長・荏開津典生千葉経済大学教授)が九月一〇日に報告書を大原農相に提出し、農水省はこれを受けて「新基本法検討本部」を設置し、新しい基本法策定への動きが本格化するようになった。

現行の農業基本法は一九六一年に制定され、それから三五年の歳月が流れている。この間に日本農業をめぐる状況は大きく変化し、

かなり以前から農業基本法の改定が必要だとの指摘があった。政府は平成六年一〇月の「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」

において「農業基本法に代わる新しい基本法の制定に向けて検討に着手する」とし、七年九月に「農業基本法に関する研究会」を発足させ、今回の報告を受けて平成一〇年までに新しい基本法を策定するとしている。

現行基本法をどのように総括し、新しい基本法をどのように構想するかは二一世紀の農業のあり方に直接かかわるだけに、今回の報告書の内容が気になるところである。

報告書はまず「農業基本法が予想していた事態をはるかに超える経済社会の変化が進むにつれ、現実とのかい離が徐々に進み、同法は現実の施策のあり方の指針たり得なくなつた」として新たな基本法の制定の必要性を確認している。

報告書はさらに「新たな基本法の制定に向けた検討に当たつて考慮すべき視点」として、次の八項目を掲げている。①食糧の安定供給の確保、②食品産業の活性化、③消費者の視点の重視、④新しい農業構造の実現、⑤自由な経営展開の推進、⑥農業経営の安定の確保、⑦農業の有する多面的機能の



▶太田原 高昭
(おおたはら たかあき) さん

位置付け、◎農村地域の維持・発展。

2 論点の整理に終わった

研究会報告

いずれも新しい基本法の検討に
とつての基本的な視点であること
は疑いないが、問題はその内容で
ある。これらのひとつひとつの項
目についてはこれまでも多くの論
議があつた。この研究会の報告書
の特徴は、これらの項目について
「こうする」という明確な指針を
打ち出すのではなく、それをめく
つてどのような考え方があるのか、
意見の対立点はどこにあるのかな
どの論点整理にとどめていること
である。

その全部を紹介する余裕はない
が、たとえば①の食糧の安定供給
に関しては、価格が相対的に安い
海外農産物の輸入を拡大する方が
国民経済的に有利であり国内農業
生産を基本にして考える必要はな
いという意見と、ある程度の国民
負担を行いつつ可能な限りの国内

生産の維持・拡大と食糧供給力の
確保を図っていく必要があるとい
う意見とを、両論併記的に紹介し
ており、どちらかに軍配を上げて
いるわけではない。

注目されていたデカップリング
(直接所得補償)の導入について
も、◎の項目の中で「国民の負担
の形態については、国境措置等に
より農産物の国内価格を支持する
消費者負担型と、政府から農業者
に対する直接的な財政支出により
農業者の一定の所得を確保する財
政負担型とに分けられるが、こう
した国民負担のあり方についても
十分な論議を行う必要がある」と
今後の論議にゲタを預けたかたち
になっている。

国内農業の位置付け、それに対
する政府の支援のあり方について
は、ガット・ウルグアイ・ラウン
ドの期間中みられた世論を二分す
るような激しい議論がいまだに尾
を引いており、早急に国論が統一
される状況にないのは確かである。
報告書はその対立点を各論にプレ
イク・タウンして提示し、「国民的
合意の形成を」とよびかけるかた

ちをとつているのだが、そこに物
足りなさを感ずるのは私だけでは
あるまい。

3 「共生」の理念をかかげる

農協陣営

一方系統農協は、昨年第二〇
回JA全国大会で「食糧・農業・
農村に関する新たな基本法」の制
定を求める運動の展開を確認し、
その一環として今年五月にJAグ
ループの考え方の中間取りまとめ
として「共生―均衡ある発展をめ
ざして」という文書(組織討議資
料)を発表している。

この文書の特徴は、新しい基本
法に求められる理念は何かという
論点を強く打ち出していることで
あり、その理念が「共生」である。
それは「農業生産者と消費者、農
村と都市、農業と他の産業、農村
地域社会における様々な住民、大
規模な農業者と兼業・自給などの
多様な農業者が共に生きていく社
会をめざす」とことだと説明されて
いる。かなり抽象的ではあるが、

「共生」をキーワードとして農業・
農村問題についての国民的合意を
獲得し、それを新しい基本法の土
台にしようというのが系統農協の
戦略であることがうかがえる。

政策の基本方向としては、世界
的食糧不足の中での輸入依存の危
険性を強調し、国内生産を食糧供
給の基礎とすること、そのために
国内農業の生産目標を設定するこ
とを提言している。農業の担い手
については特定の階層やタイプに
頼るのではなく、「多様な担い手に
よる役割分担」というビジョンを
打ち出している。担い手の所得確
保の道はやはり価格政策に重点が
おかれており、中山間地など「極
度に条件不利な地域」に日本型の
デカップリングの導入を検討する
としている。

生産者の側の主張が体系だつて
示されているといえるが、それだ
けで「国民的合意」を形成できる
とは思えない。カギをにぎるのは
おそらく地方自治体であろう。

北海道のような農業県がいか
に具体的な施策を中央に先んじて展
開するかが重要になっている。